# 「神奈川県介護職員処遇改善支援事業

交付金」

申請マニュアル

計画書変更

~介護事業所・施設~

神奈川県

令和4年6月1日版

# 1. 変更事由

- ① 会社法(平成 17 年法律第 86 号)の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合
- ② 複数の介護サービス事業所等について一括で申請を行う事業者において、当該申請に関係する介護サービス事業所等に増減(新規指定、廃止等の事由による。)があった場合
- ③ 就業規則を改正(介護職員の処遇に関する内容に限る。)した場合
- ④ 提出した口座情報の変更をする場合(債権譲渡事業所のみ)
- ⑤ 5月以降新規に指定された事業所について申請する場合 ※⑤については、申請マニュアル(5月以降指定事業所用)をご覧ください。

#### 2. 提出書類

### 2.1 変更事由①~③の場合

計画書

- · i (参考)補助金様式 2-1 介護職員処遇改善支援補助金計画書
- ・ii (参考)補助金様式 2-2 介護職員処遇改善支援補助金計画書(施設・事業所別個表)

## 2.2 口座情報変更の場合(債権譲渡事業所のみ)

口座振込申出書及び口座確認書類の写し

県に提出した口座情報に変更がある場合、介護情報サービスかながわに掲載されている 口座振込申出書及び口座確認書類の写し(通帳の表紙裏の見開きページの写し)を提出して ください。

なお、債権譲渡事業所でない場合、口座振込申出書及び口座確認書類の写しを提出いただいても、交付金は国保連に登録されている口座に支払われます。

#### 3. 申請方法

#### 3.1 申請書類提出期間

変更事由発生後速やかに提出してください。

#### 3.2 申請方法

県への電子申請 (e-kanagawa 電子申請システム) により、申請書類を提出してください。 【e-kanagawa 電子申請システム】

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\_detail.action?tempSeq=33646 ※申請ページの URL から直接アクセスできない場合は、神奈川県HPから電子申請システムに入り、「手続き申込み」から検索キーワード「介護職員処遇改善支援事業」で検索してください。

# 4. お問い合わせ

# 神奈川県介護職員処遇改善支援事業交付金コールセンター

(電話番号) 0570-007-566

(受付時間) 平日 09 時 30 分~17 時 00 分

※令和4年4月1日~6月30日まで

※厚労省のコールセンターにつきましては、すでに閉鎖しておりますので、神奈川県介護職員処遇改善支援事業交付金コールセンターにお問い合わせください。

- 申請に関するご案内、よくある質問について 介護情報サービスかながわ
  - → 書式ライブラリー
    - → 0. 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算
    - → 介護職員処遇改善支援事業交付金(処遇改善支援補助金)

https://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1114&topid=19